平成２３年（フ）第７１６３号
大阪市浪速区大国１丁目11番12号　グランドムール201号、前住所大阪市浪速区浪速西３丁目８番３―502号
破産者　洲賀崎俊雄
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２２９号
大阪市住吉区我孫子１丁目１番14号
破産者　濵野　正明
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２３０号
大阪市住吉区清水丘３丁目14番４号　なるだん清水丘201号
破産者　森田　博文
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３５５号
大阪市東淀川区大桐５丁目14番11号　テラートⅠ402号
破産者　前田　利行
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９４１号
大阪府摂津市鳥飼中１丁目25番４号
破産者　松村　秀子（旧姓藤井）
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９５１号
大阪市生野区中川東２丁目18番３号　中川ロイヤルハイツ311号
破産者　井上　俊夫
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９７４号
大阪府豊中市西緑丘３丁目14番９号　カルム西緑丘201号室、住民票上の住所大阪府豊中市東豊中町２丁目７番23―209号
破産者　山口　秀臣
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８００１号
神戸市灘区鶴甲４丁目５番25―201号
破産者　山岸　秀司
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０２８号
大阪府東大阪市加納１丁目１番８―433号
破産者　村上　伸行
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１４１号
兵庫県明石市松が丘２丁目５番26―503号
破産者　河辺　　宏
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１５号
大阪府柏原市国分本町２丁目３番45―605号、事業所所在地大阪府柏原市片山町15―６
破産者　ツチヤ工芸こと　土屋　晶紀
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３８７号
堺市中区深井中町340番地　府営深井中町住宅３棟304号
破産者　松下るり子
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４３２号
堺市堺区中安井町３丁２番６―1001号
破産者　京屋こと　久保田　洋
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５８４号
千葉県成田市川栗842―４　社会福祉法人すはま会特別養護老人ホーム蓬莱の杜、住民票上の住所大阪府羽曳野市西浦５丁目700番地
破産者　村上　慶司
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５８８号
堺市南区高倉台１丁３番５―706号、前住所堺市南区晴美台４丁１番11―903号
破産者　蒲生惠美子
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６３号
青森県八戸市柏崎４丁目５番11号　大富荘２号室、前住所青森県八戸市大字本鍛冶町６番地11号室
破産者　川島眞理子
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第４５９号
岩手県奥州市水沢区字斉の神91番地２　コーポさくら１―１号室、旧住所岩手県胆沢郡金ケ崎町西根一ツ屋102番地１　グリーンフィールド２―201号
破産者　髙橋　和夫
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１００６号
仙台市宮城野区福室２丁目１番33号　サンハイツ福室102
破産者　高橋　　純
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係